

矢板市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、矢板市犯罪被害者等支援条例（令和4年矢板市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(条例第8条第2項第1号のその他規則で定める者)

第3条 条例第8条第2項第1号のその他規則で定める者は、次に掲げる者であつて、やむを得ず本市の住民基本台帳に記録されずに市内の区域内に居住しているものとする。

- (1) 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
- (3) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等を受けていた者
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
- (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23

年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者

(7) その他市長が特別な理由があると認めた者

(条例第8条第2項第1号の遺族として規則で定める者)

第4条 条例第8条第2項第1号の遺族として規則で定める者は、犯罪行為により死亡した者(以下「死亡被害者」という。)の死亡の時に、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子(縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。次号及び次項において同じ。)、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の時に胎児であった当該死亡被害者の子が出生した場合における前項第2号又は第3号の規定の適用については、当該子の母が死亡被害者の死亡の時に死亡被害者と生計を一にしていた場合にあつては同項第2号の子と、その他の場合にあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けることのできる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

4 前項の規定により第1順位となる遺族(以下「第1順位遺族」という。)が2人以上ある場合は、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代

表者に対して支給した遺族見舞金は、当該第1順位遺族の全員に対して支給したものとみなす。

5 第1順位遺族が遺族見舞金の申請をしない場合は、第3項の規定により第2順位以下となる遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

6 死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(見舞金の支給の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪行為が行われた時において、死亡被害者若しくは犯罪行為により重傷病を負った者（以下「犯罪行為被害者」という。）又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。次号及び第3号において同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があった場合

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族（ア及びイに掲げるものを除く。）

(2) 犯罪行為の被害について、犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助^{ほう}する行為

- イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱その他の当該犯罪行為を誘発する行為
- ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 矢板市暴力団排除条例（平成24年矢板市条例第26号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例第6条に規定する密接関係者に該当すること。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと市長が認める場合

2 前項第1号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪行為被害者からの申立てにより加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条の規定による保護命令が発せられていた場合

(2) 犯罪行為が次のいずれかに該当し、かつ、当該犯罪行為により犯罪行為被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合

ア 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号並びに第5項第1号（同号ホに係る部分に限る。）及び第2号（同項第1号ホに係る部分に限る。）に掲げる行為を除く。）

ウ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為並びに同条第7項（第5号に係る部分に限る。）及び第8項（第5号に係る部分に限る。）

に規定する行為を除く。)

(3) 前2号に掲げる場合に準ずるものとして市長が認める場合

(遺族見舞金の額の調整)

第6条 重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は、当該重傷病見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、その遺族に支給される遺族見舞金の額は、条例第8条第3項第1号に規定する遺族見舞金の額から、当該重傷病見舞金の額を控除した額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、第4条第4項の規定により選任された代表者。以下「遺族見舞金申請者」という。)は、遺族見舞金支給申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第1順位遺族が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の支給申請ができない場合は、当該支給申請を行う者の代理人により申請できる。

(1) 死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 戸籍の謄本又は抄本その他の遺族見舞金申請者と死亡被害者との続柄を証明することができる書類(遺族見舞金申請者が死亡被害者と婚姻又は縁組の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の時に事実上婚姻関係又は事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認することができる書類)

(3) 遺族見舞金申請者が第4条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた時に死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認す

ることができる書類

(4) 第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金受給代表者決定申出書（別記様式第2号）

(5) その他市長が必要と認める書類

（重傷病見舞金の支給申請）

第8条 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、重傷病見舞金支給申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、支給申請を行う者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の支給申請ができない場合は、当該支給申請を行う者の代理人により申請できる。

(1) 負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書であつて、条例第2条第8号アに該当することを証明することができるもの

(2) 当該被害に係る被害届が警察に受理されていることを証明する書類（当該被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めた場合を除く。）

(3) その他市長が必要と認める書類

（見舞金の申請期限）

第9条 前2条の規定による申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から1年を経過したとき、又は当該死亡若しくは重傷病が発生した日から2年を経過したときは、することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を自由に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に前2条の規定による申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、見舞金の申請をすることができる。

（見舞金の支給決定等）

第10条 市長は、第7条又は第8条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給の可否を決定したときは、犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給（不支給）決定通知書（別記様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給請求書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定により請求があったときは、支給決定者に対し、速やかに見舞金を支給するものとする。

（見舞金の返還等）

第11条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の規定による見舞金の支給決定を取り消し、既に支給した見舞金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。
- (2) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給決定取消通知書（別記様式第6号）により、当該支給決定者に通知するものとする。

（報告等）

第12条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、支給決定者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等、病院その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、令和4年4月1日以後に行われた犯罪行為について適用する。